

## 資料編

### 資料1 計画策定の流れ

日時	会議等	主な内容
平成22年5月	住民意向調査	
平成22年7月12日	第1回策定委員会	蒲郡市の緑の現状について
平成22年9月13日	第2回策定委員会	住民意向調査について 緑の将来像について ・緑の将来像について ・重点分野と目標指標について ・緑の基本計画の基本方針について ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策について ・キャッチフレーズの設定について
平成22年12月15日	第3回策定委員会	計画の基本方針の全体構成 計画の内容について ・目標指標について ・新たな公園の整備・配置について ・リーディングプロジェクトについて ・緑化重点地区について ・緑の将来像テーマについて
平成22年12月28日 ～平成23年1月27日	パブリックコメント	寄せられた主な意見 ・里山の保全など
平成23年2月18日	第4回策定委員会	計画の最終案の決定 ・パブリックコメント等の結果について ・基本計画最終案の決定について
平成23年3月1日	蒲郡市長	計画策定の報告
平成23年3月7日	蒲郡市議会	計画策定の報告
平成23年4月	愛知県知事	計画策定の通知（予定）
平成23年5月		計画の公表（予定）

蒲郡市緑の基本計画策定委員

	氏名	職名	分野
委 員	○大貝 彰	国立大学法人豊橋技術科学大学大学院 建築・都市システム学系教授	学識経験者
	吉川敏夫	蒲郡商工会議所会頭	商工業
	坂部哲雄	蒲郡市農業委員会会長	農業
	志賀笑子	愛知県環境保全推進委員	環境
	青山智彦	蒲郡造園業協同組合理事長	造園
	山本喜是	蒲郡市総代連合会会長	地元
	山本孝枝	蒲郡市ボランティア連絡協議会会長	ボランティア
	森 由次	がまごおり市民まちづくりセンター代表	NPO
	成瀬典子	市内小中学校 PTA 連絡協議会代表	児童
	山田富一	公募（都市計画審議会）	市民
	中野香余	公募（都市計画審議会）	市民
オブ ザー バ ー	小林恒雄	愛知県公園緑地課長	県職員
	野口知臣	愛知県東三河建設事務所 企画調整監	県職員

は委員長

資料2 用語解説

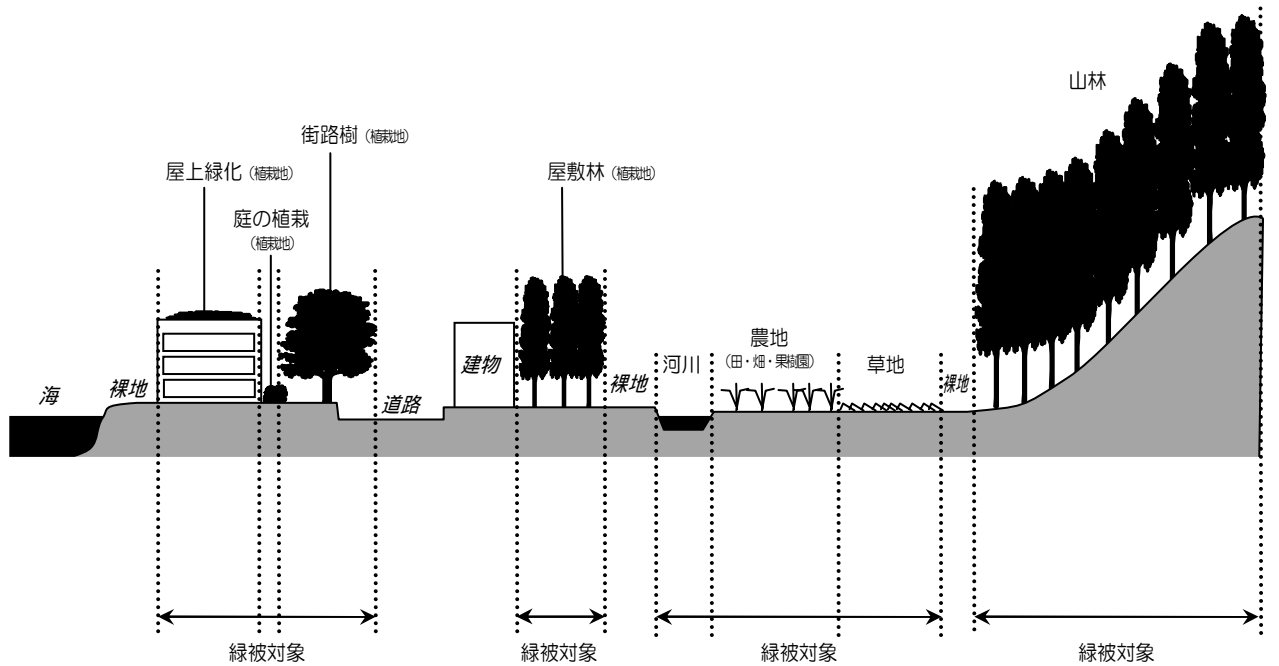
	語句	意味	頁
あ 行	あいち森と緑づくり税	愛知県内の森林、里山、都市の緑をバランスよく整備、保全するための様々な取組を進めるために、県民や企業が負担する税。	22
	あいち森と緑づくり都市緑化推進事業	市町村が行う都市の緑の保全と創出を推進する事業に、「あいち森と緑づくり税」を財源として、交付金を交付して支援するもの。	22
	鵜殿氏	徳川家康とも戦った、戦国時代に蒲郡市で勢力を誇った国衆(武士)。	11
	園地	自然公園法に基づく公園計画により整備された区域。	16
	屋上緑化	建物の屋上に植物を植え、緑化すること。	5
か 行	風の道	海や郊外からの涼風を市街地へ誘導する、道路、公園、緑地、河川などの空間のこと。ヒートアイランド現象を緩和させる対策の一つ。	29
	合併処理浄化槽	家庭から出る生活排水(し尿、台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの)のすべてを浄化できる浄化槽のこと。	48
	観光農園	イチゴ狩りやミカン狩りなど、農産物の収穫体験ができる農園。	49
	緩衝緑地	公害や災害の発生する危険がある区域と居住地域などを分離する緑地。	31
	かん養	雨水を蓄え、水質を浄化する機能のこと。	29
	菊池寛	小説家。文藝春秋社を創設した。	11
	急傾斜地崩壊危険区域	傾斜度30度以上、高さ5m以上で住宅や公共施設に被害を及ぼす恐れのある区域。	31
	協働	市民、市民活動団体、事業者及び行政が、対等の立場において、互いの役割と特性を認識し、互いを尊重しながら共通の目的を達成するために協力し、活動すること。	2
	グリーンマップ	自分の暮らしているまちの環境に良いもの、悪いものを地域の住民と調査しながら、世界共通の絵文字を使って地図に表す環境マップのこと。	56
	工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や、準則などの公表をし、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。	33
	港湾緑地	港湾法に基づく港湾環境整備施設として整備された公園。	5
	こどもエコクラブ	環境省が支援している、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で、身近にできる地球にやさしい活動に自由に取り組むクラブ。幼児から高校生を対象としている。	25
さ 行	里山	都市と自然との中間にあり、人が生活の中で利用したり、管理したりして環境が形成されてきた、人の生活と結びついた山、森林のこと。	16

	語句	意味	頁
さ 行	砂防指定地	土石流や山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限したりするために指定する区域。	31
	市街化区域	市域のうち、すでに市街地となっている区域及び、およそ10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	8
	市街化調整区域	市街化を抑制する区域。	16
	市街地中心部	p. 9-10 の緑の現況図で示した、蒲郡駅北口、市役所、蒲郡高校などを含む、蒲郡市の中心エリア。	8
	志賀直哉	小説家。代表作は「暗夜行路」「城の崎にて」。	11
	施設緑地	一般に利用できる施設として保たれている緑地。	5
	自然浄化能力	主に、希釈、吸着、沈殿、分解などの作用により、大気や河川・湖沼、土壌などの汚染が自然の力で浄化される働き。	48
	児童遊園	児童の健康の増進や情操を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊びを提供する屋外施設で、ブランコ、砂場、滑り台、広場、トイレ、フェンスなどが設置される。	5
	市民農園	市民がレクリエーション活動として作物の栽培を行う農園。	5
	市民緑地制度	市と土地所有者が契約をして、土地を住民の利用に提供する都市緑地法の制度。	50
	住区基幹公園	地域や居住区に居住する住民が利用するための都市公園。	30
	人口集中地区(DID)	市区町村の区域内で、人口密度の高い(1km <sup>2</sup> 当たり約4,000人以上)調査区が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地域。	14
	人工林	苗木の植栽や、種まき、挿し木などにより人為的につくった森林。	15
	親水空間	人が水に親しめる空間のこと。	21
生態系	生物とそれを取りまく環境を、ある程度閉じた1つのまとまりにしたもの。	6	
千載和歌集	天皇や上皇の命令で編集された歌集の1つ。	11	
た 行	体験農園	農園主が作物を限定・計画し、農園主の指導によって栽培する、主に種まきや収穫などが体験できる農園。	49
	暖帯性植物	温帯の中でも、亜熱帯に近い地帯に植生する植物。	11
	地域森林計画対象民有林	森林法に基づく地域森林計画の対象となる民有林。	5
	地域制緑地	一定の土地の区域を指定して、土地利用を規制することで、保たれている緑地。	5
	地区計画	住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。	22
	地産地消	地域で生産された農産物を、地域で消費すること。	49

	語句	意味	頁
た 行	眺望点	不特定多数の人が集まることのできる見晴らしの良い場所。	26
	天然林	周辺の樹木から落ちてきた種子が発芽し、生育することで成立した森林。	15
	東海・南海・東南海連動型地震	東海地震、南海地震、東南海地震の3つの地震が短期間もしくは同時に発生した場合を想定した超巨大地震のこと。	31
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害のおそれのある区域の中でも、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。	31
	都市緑地法	都市における緑の保全及び緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。	1
	トピアリー	樹木を刈り込んでつくられる造形物のこと。動物や幾何学模様がつくられる。	85
な 行	農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興に関する各種施策を計画的に実施するための計画。	72
	農業振興地域農用地区域	およそ10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていこうとする優良農地として指定された農地。	5
は 行	ハンギングバスケット	草花を植えた吊り鉢のこと。玄関や壁に掛けて飾られる。	85
	ヒートアイランド現象	緑の減少や、生活、産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となり、郊外に比べて都市部の気温が高くなる現象。	6
	ピオトープ	生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な空間。	26
	藤原俊成	平安時代後期から鎌倉時代初期の公家歌人。「しゅんぜい」とも読む。「千載和歌集」の編者として知られる。	11
	保安林	水源のかん養、防災、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、指定される森林。	5
	ほ場整備	生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路等の整備、農地の利用集積などを行う。	49
	保存樹(保存樹林)	地域に親しまれる老木や名木、良好な自然環境を残す樹林を保存するために法律や条例により指定された樹木や樹林。	5
ま 行	緑のカーテン	窓や壁をアサガオなどのツル性植物で覆って日差しを遮り、室内の温度上昇を和らげるもの。	21
	無形民俗文化財	人々が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財。	11
や 行	遊休農地	現在耕作されておらず、かつ引き続き耕作する予定のない農地。	29
	ユニバーサルデザイン	体格や年齢、障害の程度、国籍、言語、知識、経験などに関わらず、すべての人が利用できるような製品及び環境などのデザイン。	52

	語句	意味	頁
ら 行	ランドマーク	山や高層建築物などの目につくもの。地域の景観を特徴づける目印。	26
	緑化地域	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内の緑化を推進する必要がある区域。敷地内の施設緑化の面積割合の最低限度を定めることができる。	82
	緑被面積	緑の総量を把握するための数値の一つで、上空から見た水や緑に覆われている土地の面積のこと。（次ページ参照）	8
	緑被率	全体面積に対して、緑被面積が占める割合のこと。（次ページ参照）	8

## 緑被計測の対象について



### 緑被計測作業のイメージ

緑被抽出前



緑被抽出後



### 本計画における緑被計測の方法

衛星画像データを自動処理して緑被部分を抽出します。

それを航空写真と重ねあわせ、より実情に合うように補正を行います。

(実際は自動処理を行っているため、もっと実形に合った抽出をしています。)

作成した図形より緑被面積を自動計測します。

## 緑被率・緑地率・緑化率の比較

### 緑被率

- ・ 全体面積に対して緑被面積（前ページ参照）が占める割合です。
- ・ 水面を含める場合と含めない場合があり、本市では水面を含めて緑被率を算定しています。

### 緑地率

- ・ 全体面積に対して緑地面積が占める割合です。

#### 緑地面積とは？

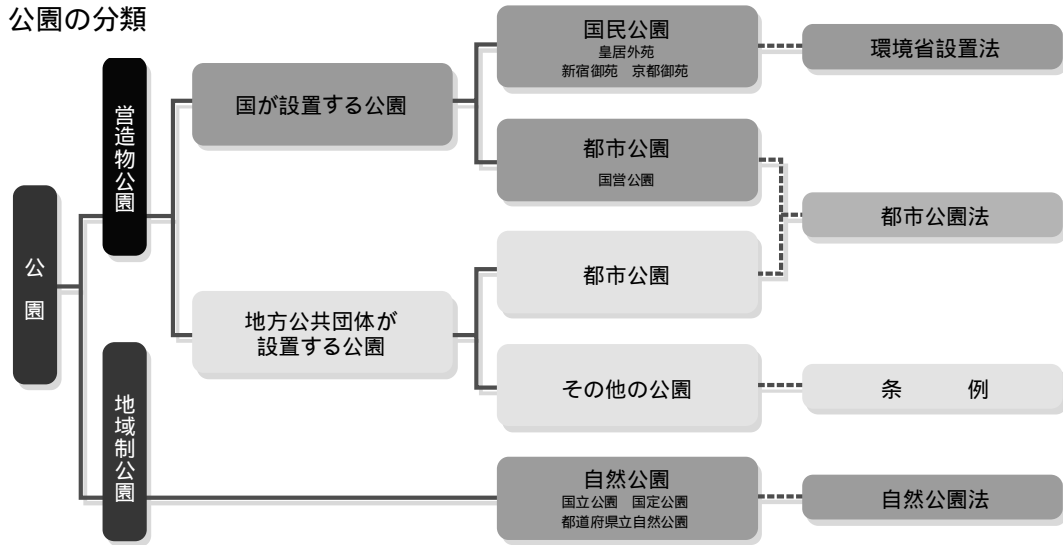
施設緑地【都市公園 + 公共施設緑地（都市公園以外の公園・広場など） + 民間施設緑地（社寺境内地など）】と地域制緑地【法や条例により担保された緑地（自然公園、農用地区域、河川区域、指定文化財など）】の合計面積です。緑化されているかどうかに関わらず、敷地面積もしくは指定面積を合計します。例えば、公園の駐車場や土のグラウンドは「緑地面積」に含まれますが、緑で覆われていないため、「緑被面積」にはカウントされません。

### 緑化率

- ・ 敷地面積に対して緑化部分の面積が占める割合です。
- ・ 主として単体の施設の緑化状況を示す際に、使われます。
- ・ 建築物を建設する際に、緑化の義務付けがある場合などでは、壁面緑化なども換算され、加算されます。



資料3 公園の分類



都市公園等の種類

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）	
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。	

（愛知の都市公園 より）

## 蒲郡市緑の基本計画

---

発行日 平成 23 年 3 月

発行 蒲郡市役所 都市開発部 都市計画課  
〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号  
TEL : 0533-66-1142  
FAX : 0533-66-1193  
E-mail : keikaku@city.gamagori.lg.jp